

## 平成26年土幌町議会第4回定例会

### 1 議事日程第3号

12月16日(火曜日)午前10時開会

日程番号1		会議録署名議員の指名
日程番号2	議案第8号	土幌町保育の必要性の認定に関する条例案
日程番号3	議案第9号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号4	議案第10号	土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号5	議案第11号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号6	議案第12号	土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号7	議案第13号	土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
日程番号8	議案第14号	平成26年度土幌町一般会計補正予算
日程番号9	議案第15号	平成26年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
日程番号10	議案第16号	平成26年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程番号11	議案第17号	平成26年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算
日程番号12	議案第18号	平成26年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算
日程番号13	議案第19号	平成26年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算
日程番号14	議案第20号	平成26年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算
日程番号15	議案第21号	平成26年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算
		閉会中継続審査申出書

### 2 出席議員(11名)

1番 秋間 紘一	2番 飯島 勝	3番 森本 真隆	5番 細井 文次
6番 出村 寛	7番 服部 悦朗	8番 清水 秀雄	9番 中村 貢
10番 和田 鶴三	12番 加藤 宏一	13番 加納 三司	

### 3 欠席議員(1名)

11番 大西 米明

### 4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	代表監査委員	佐藤 宣光
----	-------	--------	-------

### 5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	寺田 和也	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	建設課長	増田 優治
道路維持担当課長	佐藤 英明	子ども課長	高橋 典代

病院事務長 奥村 光正 特別養護老人ホーム施設長 金森 秀文  
 子ども課長 高橋 典代 消防署長 荒田 雅則

**6 教育委員長の委任を受けて出席した者**

教育長 堀江 博文 参与 笠谷 直樹  
 教育課長 辻 亨 給食センター所長 鈴木 典人  
 高校事務長 藤村 延

**7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者**

事務局長 遠藤 政雄

**8 職務のため出席した議会事務局職員**

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

**9 議事録**

(午前10時00分)

1	加納議長	<p>ただいまの出席議員は11名です。          なお、大西米明議員は体調不調のため欠席との届け出がありました。          定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。          本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。          日程第1、会議録署名議員の指名を行います。          本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、          秋間紘一議員及び2番、飯島勝議員を指名いたします。</p>
2		<p>日程第2、議案第8号「土幌町保育の必要性の認定に関する条例案」          を議題といたします。          朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第8号 土幌町保育の必要性の認定に関する条例案について説明をいたします。          この条例は、保育の実施認定が子ども・子育て支援法の施行により保育の必要性の認定へ移行するため条例を制定するものであります。          現在保育を実施するに当たり保育の実施に関する条例で入所基準を決めており、それで保育をすることができないことを定める条例でありましたが、新規条例では入所の判定を独立した手続とし、保育が必要なことを認定するための条例とするものであります。          説明資料の6ページをお開きください。ただいま説明しました部分が上段の保育の必要性の認定についてというところに記載をしております。          次の保育の必要性の認定基準についてですが、これが左側が現行制度でありまして、右側が今回定める新制度の分であります。ほかの新旧対照表と逆になっておりますけれども、そういうふうにごらんをい</p>

ただきたいと思います。対象が保護者及び同居の親族が1から6までの事由により保育ができない場合に入所ができるとしていたのを新制度では同居の親族という文言が外れまして、保護者がとし、1番目ではどんな仕事でも就労をしていけばよくなります。2から5までの部分については旧制度同じでございます。これのほかそれ以降、就職活動中や就学中、それから虐待やDVの場合でも入所できる範囲を広げたものであります。

なお、就労の時間でございますけれども、国の基準では一月48時間から64時間としているものを本町の基準としてはその一番下限の48時間といたしました。48時間という時間につきましては、毎日のように働いた場合でも1日当たり2時間ぐらいの時間ということになりますので、短時間の就労でも入所ができるというものであります。

議案のほうに戻っていただきまして、附則でございます。施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日からとするものであります。

2では、この条例の制定によりまして従来ありました土幌町保育に関する条例は廃止をするというものであります。

以上で説明を終わります。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。8番、清水議員。

清水議員 ただいま説明をいただいたのですが、これは同居の親族が外されるのです。同居の親族が外されるということは、例えば同居している親族、親、高齢者の親がいる、その親が在宅介護しなければならないというような状況が起こったときは、今まではそれが保育の対象になりました。同居の親族ですから。しかし、今度の場合はそういう場合が外されるおそれありませんか。ここでは同居の親族がなくなっている。

(何事か言う者あり)

清水議員 ここは、上は外したけれども、ここでは言っているということ。わかりました。

加納議長 10番、和田議員。

和田議員 私きのう一般質問でもちょっとやったのですが、この条件の中で最低2時間という、1日2時間以上の関係についてはということなのですが、これはその人、その人の労働の仕方によってはばらばらな場合には、その後の入所をした後のその人、その人の保育料に関係するのかなというふうにして思っているのですが、その辺は全然関係なく、2時間であっても4時間であっても、2時間以上であれば勤めている、48時間になりますから、そういうことになるのかということなのですが、意味はわかりますか。

加納議長 もうちょっと砕いて話さないと……。

和田議員 例えばAという人が保育所に入れていると。その人がきょうは2時間だよと、あしたは3時間だよと、4時間だよというような形で預け

	る時間が変わる場合にはどういう形になるのかなというふうにして思うのですが、そういうことはないですか。
加納議長	副町長。
柴田副町長	あくまでも一月当たり48時間でございますので、それ以上働いていれば保育ができるというものですから、それによって子供さんが時間数がどうなるこうなるというものではありません。普通どおりに保育ができるという。要は48時間以上あれば働いている人についてはほかの人たちと同じように保育、保育の時間ではないですから。就労の時間です。
加納議長	わかりましたか。保育の時間でなくて、親の就労の時間が48時間以上だと受け入れますよという話ですから。わかりましたか。和田議員。
和田議員	そういうことで、そしたら子供さんを預かる時間というのは2時間だとか3時間だとかということではなくて、その時間が8時間なら8時間、目いっぱい預かっていただけると、こういうことで解釈してよろしいのですね。わかりました。
加納議長	12番、加藤議員。
加藤議員	9番と10番、新制度の（9）と（10）にかかわるのですけれども、児童虐待の部分です。これ当然そういう状態の場合は受け入れはしませんよというのですけれども、子供を受け入れるだけでなく、例えばその家庭や何かに関する部分はどのようにリンクしていくのかお聞かせ願えますか。
加納議長	センター長。
山中保健医療福祉センター長	今の加藤議員の質問に対しまして保健医療福祉センター長、山中よりお答えをさせていただきます。 この条例でいきますと、これはこういう理由で保育をすることができますよということでございますので、実際の虐待とかDVに関しましては、発見されたときから関係機関が集まって協議をしていくということになりますので、当然それには警察の協力を得たり、児童相談所の協力を得たりしながら、その子の安全を確認、確保していくという作業が児童虐待防止協議会ですか、保健福祉課が事務局になりますけれども、中心となっていくやっていくということになりますので、ご理解をいただきたいと思えます。
加納議長	12番、加藤議員。
加藤議員	ということは、個々からこういう申請で預かってくれというよりは、逆にそっちの機関のほうからこういう状況なので、子供の保護という意味もあった保育をしてほしいということですね。わかりました。
加納議長	5番、細井議員。
細井議員	2点ほどお聞きしたいと思います。 まず、2番の妊娠中であるか、または出産後間がないということ、非常に抽象的で、間がないというのはどのぐらいなのか。その前段で

48時間以上の労働するというふうに時数的に決めているのですから、ここら辺もある程度はつきりさせたほうがそれぞれの捉え方で俗に言う日が明けるまでとか産後1年間とか、そういったふうな形ではつきりとその程度という、はつきりしつつもちょっとあやふやなというか、そういう形でしたほうが、非常に出産後間がないことというのはちょっとぴんとこないというか、それぞれの捉え方でこの日にちはかなり変わってくるのではないかと、そのような気がするのです、これはある程度そういったところもしっかりはつきりさせたほうがいいのではないかとというふうに思います。

もう一つ、せっかくだからあわせて、ばらばら聞くより一遍にということで、(6)番の求職活動を継続的に行っているということは、これは実際に親御さんが例えばハローワークで就職活動しているのか、それとも個人で自発的にいろいろ就職活動しているのかということ、これまたいつまでも就職活動しているのですよというふうにならずといけばずっとそのままですから、はつきりと公的機関で、文章的には表現しなくても捉えとしてそういう公的機関で求職活動をするのか、それとも個人でやっていけばいいのかということで、これもそれぞれの捉え方でいろいろな解釈ができるのではないかと思いますけれども、その2点についてお願いします。

加納議長  
高橋  
子ども  
課長

子ども課長。

子ども課長、高橋よりお答えさせていただきます。

この条例につきましては、時間に関しては町村で定めるように国のほうからはなっているのですけれども、ほかの事項につきましては新しく施行となります子ども・子育て支援法の中の施行規則の中でうたわれている項目でありまして、そこに従うようにというふうになっているわけでございます。よろしいですか。

加納議長  
山中保健  
医療福祉  
センター長

センター長。

今子ども課長が言ったとおりなのですけれども、今回のこの改正というのは広く保育を実施していくというのが趣旨でございますので、そこから考えますとやっぱり出産後間もないということであれば、労働基準法でいけば6週間の出産後の休暇とかというのがございますので、そういった期間を指して検討していくことになるのかなと思いますが、ただ本人のこともありますので、体調が悪ければ病気という、そこから病気になるというような理由もつけて保育ができるというふうに判断していくのが本来かなと思いますし、また就職活動でございませうけれども、これもだらだらいくのかという質問でございませうけれども、起業を目指してやるのであればそれなりの期間というのが必要になってまいりますし、そういうことから考えれば本人の申し立てが中心になるのかなとは思いますが、そういった広い範囲で捉えて保育を行っていくという趣旨だというふうに捉えておりますので、

	<p>その中で判断をさせていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
加納議長	10番、和田議員。
和田議員	条件の中で子供さんを預けるときに今までですと子供さんが6歳未満の場合はどう、それから6歳以上の場合はどうという形であったわけですが、そういうものは一切なくなって、年齢制限で、年齢制限というのはあるのですか、ないのですか。
加納議長	保健医療福祉センター長。
山中保健 医療福祉 センター長	年齢制限ということですが、議案第8号の第2条、定義の中で、保育というのは法第7条第3項に規定する保育、第2号、小学校就学前子供ということで、そういったお子さんを対象に、就学するお子さんについては学校教育になりますので、それ以前のお子さんについて幼稚園ですとか保育所ですとかという規定になりますので、あと施設ごとの幼稚園であれば当然4歳以上ですか、とかという形で振り分けというか、希望でなっていくというふうに考えておりますけれども、今までと変わらないという。
加納議長	5番、細井議員。
細井議員	質問ではないのですけれども、私自身保育というのは親がするのが原則、そこら辺をまず初めに保護者の方にお話をして、いろんな状態の中で保育園で保育してもらわなければならないということなので、今後そういったところもまず最初に原則ですということを、どうも保育所に預けるのが当然みたいになってしまって、何だかんだ預けるためにいろんな理由をつけてという親御さんも少なからずいらっしゃると思うのです、こういう時代ですから。だから、やっぱり子ども課として事前に初めて保育所に預ける方についてはそこら辺の親が見るのが原則なのですよということも知らせながらしていかないと、どうも何か保育所があるからそこへ預けてしまえ、さらには預ける理由探してみたいにして、ちょっとそういったところで本来の保育所のあり方が少し違ったふうに捉える方もいらっしゃるのではないかと、そのような気もしますので、できれば今後そういったところも周知しながら、特に初めて保育所に預けられる保護者の方にはそういったところも教えながらいくべきだというふうに思いますので、ぜひともそのところ、当然やっぺらっしやると思うのですけれども、初めが肝心だと思いますので、そういったところも少し指導ということではないけれども、それぞれ保護者の子育ての原則といったところもちゃんと知っていただきながら進めていってほしいなというふうに思いますので、ぜひともそのような形でお願いしたいと思います。
加納議長	センター長。
山中保健 医療福祉	細井議員の質問でございますけれども、当然子ども・子育て支援法におきましても基本理念としまして、子ども・子育て支援法は、父母

センター長	<p>その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとということも法律では言われておりますので、今指摘あったことも念頭に置きながら進めさせていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
加納議長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
(な し)	
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
3	<p>日程第3、議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
柴 田 副 町 長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p>
	<p>この議案につきましては、本年度の人事院勧告に伴いまして手当及び給料の改定を行おうとするものであります。この条例は、施行日、それから適用日の違いによりまして2条に分けて改正をするもので、第1条につきましては平成26年4月1日からの改正、第2条につきましては適用日を平成27年4月1日とするものであります。</p>
	<p>それでは、説明資料の7ページをお開きください。まず、第8条の3第2項第2号であります。ここでは一般職等に係る通勤手当を規定したもので、国家公務員ではまだ距離的には上の距離があるのですけれども、本町の場合の一般職につきましては最高を10km以上の区分までということにしているためにこの部分について改正をするものであります。金額は、6,700円から7,100円に改正するものであります。</p>
	<p>第3号では、看護師や介護士等の技術職にかかわるもので、次のページをお開きください。10kmから25kmを超える距離の金額を記載の金額に改正するものであります。</p>
	<p>次に、勤勉手当の改正であります。それぞれ100分の67.5であったものを、6月では既に支給済みでありますので、67.5ですけれども、12月にこれを82.5といたしまして、100分の15をふやすものであります。再任用職員につきましては、1年のトータルで100分の5、一般職では15だったのですけれども、再任用につきましては100分の5を上げるもので、1年間のトータルでは100分の65から100分の70とするもので、これも6月は既に支給済みでありますので、12月分で100分</p>

の5をふやしまして100分の37.5とするものであります。

附則の8条の関係ですけれども、これは勤勉手当に差をつけて支給をしている場合の手当の総額について規定しているものでございますので、本町の場合は一律のため、改正はしますけれども、該当はありませんので、説明は省略させていただきます。

次の別表第1は給料表の改定でありまして、12ページから14ページまでごらんいただきますように給料の上のほう、年齢の高いほうにつきましては据え置きというふうになっておりますけれども、比較的若い年齢層に厚く配分をされているところであります。

ここまでの改正が本年の4月1日までさかのぼって改正するものであります。

次の第2条の改正でございますけれども、資料は16ページになります。勤勉手当についてですが、6月、12月を同じ100分の75といたしまして、1年間のトータルで100分の150とするものであります。再任用の職員につきましては100分の35としまして、トータルでは100分の70とするもので、これは明年の4月1日以降から適用されるもので、来年からの手当ということになります。

附則の8条につきましては、先ほど説明したとおり、本町はこれに該当するものがないので、説明は省略をさせていただきます。

議案のほうに戻っていただきまして、18ページをお開きください。附則でございますけれども、1及び2については施行時期及び適用時期の規定でありまして、今まで説明したとおりであります。

3につきましては、これから4月1日にさかのぼっての改正でありますので、差額が支給されるわけでございます。これで今まで支給された給与については、内払いということを規定するというものであります。

以上で説明を終わります。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4 日程第4、議案第10号「土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。



柴 田 議案第10号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条  
副 町 長 例案について説明をいたします。

これも先ほど議案第9号で説明しました人事院勧告によりまして、一般職の職員と同様に期末手当の支給率を改定しようとするものであります。

説明資料は18ページになります。第4条が期末手当についての規定でありまして、勤勉手当と期末手当が一緒になった率でありますので、特別職については勤勉がありませんので、一緒になっています。6月期では100分の190を197.5に、12月期では100分の205を100分の212.5に、トータルで100分の15を上げるものであります。

議案に戻っていただきまして、附則であります。施行時期につきましては、平成26年12月1日といたしまして、2では特例といたしまして本年の期末手当に限り12月、これは6月分が既に支給済みということで、12月分において調整をするということでありまして、100分の7.5を上乗せいたしました100分の220に読みかえる規定とするものであります。

3につきましては、職員の給与と条例と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5

日程第5、議案第11号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第11号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改  
副 町 長 正する条例案について説明をいたします。

この条例につきましても人事院勧告に準じて改正をしようとするものであります。

説明資料は19ページでございます。給料の改定でありますけれども、この表のとおり改定をするものであります。なお、手当につきましては、任期つきの職員については職員の給与に関する条例を準用する規定となっているためにこの条例での改正はありません。

		議案に戻っていただきまして、附則でございます。施行時期、給与の内払いの規定につきましては、今までの職員の給与条例等の改正のときに説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。
		以上で説明を終わります。
	加納議長	説明が終わりまして、これより質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第11号を採決します。
		本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
6		日程第6、議案第12号「土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第12号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。
		この条例改正につきましても本年の人事院勧告によりまして改正をする職員の勤勉手当の支給率と同様に改正をしようとするものであります。
		説明資料につきましては20ページをごらんください。期末手当につきましては、100分の395を100分の410に100分の15を上乗せをする改定であります。
		議案に戻っていただきまして、附則でありますけれども、これも先ほど説明したほかの給与等の条例と同じでありますので、説明は省略をいたします。
		以上で説明を終わります。
	加納議長	説明が終わりまして、これより質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第12号を採決します。
		本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
7		日程第7、議案第13号「土幌町国民健康保険条例の一部を改正する

条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 副町長 議案第13号 土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例は、産科医療補償制度の掛金の見直しによる関係法令の一部改正があったため、同様の給付額に変更するため改正をしようとするものであります。

説明資料の21ページをごらんください。出産育児一時金の改正でありまして、39万円を40万4,000円に改正しようとするもので、これは今まで出産育児一時金が42万円支給されているわけでございますけれども、このうち3万円は産科医療補償制度の掛金でありました。この制度は、出産時に起こりやすいと言われております脳性麻痺となった場合に20歳までの補償金がここから給付されるというものでございますけれども、この掛金が3万円から1万6,000円に下がったこと、またそれと一時金については42万円を原則としているということがありまして、3万円からこの1万6,000円を差し引いた1万4,000円を39万円に上乗せをしまして30万4,000円とし、合計では42万円そのまま変わらない金額でございますけれども、この出産育児一時金として支給するために改正をするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、まず施行時期でございますけれども、この法令の施行が平成27年1月1日となるため、同様の時期とするものであります。

経過措置としまして、出産の日が施行日前の場合につきましては、従前と同様とするという規定にするところであります。

以上で説明を終わります。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。12番、加藤議員。

加藤議員 改正案のほうもなのですけれども、現行とあわせて上限額が3万円になっています、保険の部分の掛金の補助する分が。今回下がったのですけれども、これはまた上がった場合は、当然掛金って動くと思うのです。その場合までは構わないで、とにかく3万円が上限ですよということは変わらないの、これからも。

加納議長 副町長。

柴 田 副町長 これは上限としますので、規則のほうで1万6,000円に下げるといふふうにします。

加納議長 12番、加藤議員。

加藤議員 今回の40万4,000円になったときの上限が使えるのが1万6,000何ぼの掛金を払うということなのだけれども、実際この保険というのは事故率が上がったりと動きますよね。この3万円を超える場合があったときとか、そういう考え方は何かあるのでしょうか。

加納議長	保健福祉課長。
大森保健福祉課長	保健福祉課長、大森より回答させていただきます。 今回3万円から1万6,000円に引き下げたということは、掛金を補償対象者推計の下方修正、とにかく以前の補償対象者の推計を下方修正したのと剰余金というのが残ってしまっていて、その剰余金を27年以降に使用するということが最初の充当するという事になっていたので、それで、本来であれば3万円のところ2万4,000円なのですが、剰余金の8,000円を除きまして1万6,000円という金額になったということでございます、今回。
加納議長	12番、加藤議員。
加藤議員	ちょっと頭悪いので、僕もうまく理解できないのだけれども、結局その剰余金を運用していった中で、事故の発生率が少なかったから掛金も下がったのですよといいますけれども、ではまた上がる可能性もありますね。そうすると、規則の中ですので、その都度運用はしていくのだらうと思うのだけれども、この7条の40万4,000円のほうもまた動く可能性もあるというふうに解釈してよろしいですね。
加納議長	保健福祉課長。
大森保健福祉課長	保健福祉課長、大森より回答いたします。 1分働あたりの充当額の8,000円というのは、下げた2万4,000円から8,000円を下げています、剰余金があったということで。これは、一応充当期間約10年を見込んで8,000円を下けているという結果がございます。 以上でございます。
加納議長	10年は下がらないということかい。10年間は上がらないということなの。わかりましたか。 (何事か言う者あり)
加納議長	ほかにございませんか。質疑ございませんか。 (なし)
加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (なし)
加納議長	討論なしと認め、これより議案第13号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし)
加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
8	日程第8、議案第14号「平成26年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。
寺田総務企画課長	総務企画課長、寺田より説明いたします。 平成26年度土幌町一般会計補正予算〔第6号〕ですが、歳入歳出予

算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,853万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億7,787万4,000円に改めようとするものでございます。

地方債の補正は「第2表 地方債補正」によるものといたします。

それでは、歳出から説明いたしますので、10ページをお開き願います。初めに、本補正予算の各款、項、目に計上しております人件費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費、7節賃金の増額につきましては、人事院勧告に基づく給与表、勤勉手当、通勤手当の改正に伴うものでございますので、各款、項、目での説明は省略をさせていただきますので、ご了承願います。なお、人事院勧告に基づかない人件費につきましては、その都度説明をさせていただきます。

それでは、2款1項1目一般管理費は、委託料においてマイナンバー法導入に伴います例規整備支援業務委託料を追加計上しております。

2目文書広報費は、高齢者医療制度円滑運営事業負担金の追加による財源補正でございます。

3目財産管理費では、議案第6号で可決いただきました損害賠償額の決定及び和解にかかわる公用車事故損害賠償金の追加計上でございます。特定財源としまして、公用車事故災害共済金を同額計上しております。

11ページ、10目地域生活交通確保対策事業費では、地域生活交通路線維持費の確定により補助金を追加し、特定財源として国鉄土幌線代替輸送確保基金繰入金を同額計上しております。

ページが飛びまして13ページをお開き願います。3款1項3目障害者福祉費は、負担金補助及び交付金において地域活動支援センター負担金及び障害者総合施設維持管理費助成金を追加、貸付金において土幌町障害者総合施設建設費貸付金を追加計上し、特定財源としまして同施設建設費貸付金回収金を計上しております。

7目後期高齢者医療費では、負担金補助及び交付金において医療給付費負担金の平成25年度精算不足分を追加し、繰出金において後期高齢者医療職員給与費繰出金及び保険基盤安定繰出金を追加、特定財源としまして保険基盤安定負担金を計上しております。

8目国民健康保険費では、繰出金において国保基盤安定繰出金の保険税軽減分及び保険者支援分、国民健康保険職員給与費繰出金をそれぞれ記載のとおり追加し、国民健康保険事業繰出金を減額するものでございます。特定財源としまして、国庫支出金、道支出金の保険基盤安定負担金をそれぞれ記載のとおり計上しております。

10目介護保険費では、繰出金において介護保険事業職員給与費等繰出金を追加しております。

14ページ、2項1目児童福祉総務費では、共済費において支援児つ

き臨時職員の社会保険料を追加しております。

2目へき地保育所費では、賃金において支援児つき臨時職員賃金を、委託料において上居辺へき地保育所運営委託料をそれぞれ追加しております。

15ページ、4款1項1目保健衛生総務費では、負担金補助及び交付金において十勝圏複合事務組合運営分担金及び帯広厚生病院運営費補助金を追加しております。

2目予防費は、委託料において水痘予防接種が10月より定期接種になったことにより予防接種委託料を追加、負担金補助及び交付金において救命救急医療対策費負担金を減額しております。

5款1項2目失業対策費では、町有建物等の解体工事費を追加しております。

16ページでございます。6款1項1目農業委員会は、委託料において農地情報公開システム整備事業委託料を追加し、特定財源としまして同事業補助金を同額計上しております。

2目農業総務費では、負担金補助及び交付金で共済会計職員給与費負担金を、繰出金において共済会計事務費繰出金をそれぞれ追加し、特定財源として職員給与費負担金を計上しております。

次に、17ページ、食品加工施設費は、需用費において加工センターのホール天井、自動ドア、火災報知機などの修繕料を追加するものがございます。

18ページでございます。9款1項1目消防費では、署費、団費で職員の異動等により人件費分を減額、本部共通経費では高機能指令センター整備分及びデジタル無線整備事業分を追加計上しております。特定財源としまして、一般単独企業債を記載のとおり計上しております。

次、ページが飛びまして21ページでございます。10款7項3目学校給食センター管理費で、工事請負費において給食センター冷房設備設置工事費を追加計上しております。

次に、歳入について説明いたしますので、9ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源でございますが、18款1項1目繰越金に前年度繰越金3,380万4,000円を計上し、収支のバランスをとったところでございます。

次に、5ページをお開き願います。第2表、地方債補正ですが、十勝圏消防救急無線デジタル化整備事業の一般事業分の実施に伴う緊急防災減災事業債を追加するとともに、十勝圏高機能指令センター整備事業の起債借り入れにおける限度額を変更するものがございます。

なお、22ページ、23ページには人件費の内訳としまして給与費明細書を、最終の24ページには地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決

	決定いただきますようお願い申し上げます。
加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。12番、加藤議員。
加藤議員	15ページ、5款労働費の2目失業対策費なのですけれども、まず850万円の補正、この中で対象とする建物、それとこの850万円の多分これは解体の処分料というか、建物処分料も含まれていると思うのですけれども、産業廃棄物というか、その割合です。人件費にいく分は何ぼなのか、処理料の本当のごみとして捨てる部分のものが何ぼなのか、それを出してください。
加納議長	産業振興課長。
高木産業振興課長	産業振興課長、高木のほうからお答えをいたします。 まず、この解体工事の部分でございますけれども、解体する建物につきましては、土幌小の教員住宅が1棟、高德の病院の技師住宅が1棟、それから中土幌小の教員住宅2棟、合計4棟の解体工事を行うものでございます。 次に、この工事請負費の中の賃金の部分でございますけれども、人手で行う作業については88人工を予定してございます。88人工で、賃金は1万500円ということで積算をしてございますので、賃金に回る分については92万4,000円ということで予定をしているところでございます。 なお、この解体工事のうちの産廃の処分料については、今建設課長のほうが資料のほうを確認をしているところでありますので、少々お待ちいただければというふうに思います。
加納議長	12番、加藤議員。
加藤議員	処分料のほうは今建設課が出すということなのですけれども、実際のところ今機械の借上げも多分この中に含まれていると思うのです。失業対策なので、解体する住宅が4戸しかないので、人件費として92万円ぐらいしかどうしても用意できないのかなと思うのですけれども、ある程度失業対策となると期間ですとかそういうものもやっぱり行政のほうですから用意してあげないと、できるだけ手でやれるものは手でやってもらうようにして、人件費のほうに回るようなことってできないのでしょうか、それは。余りにもこの全体の840万円の中の割合として15%ぐらいしか人件費に回らないとなると、本当の失業対策のほうの考え方からいくと私はウエートとしては軽過ぎるのではないかなと思うのですけれども、町長どうでしょう。
加納議長	町長。
小林町長	失業対策、前の補正でも出したのですけれども、例えば今やっているのていくと主には雑木の整備だとかそういうものはほとんど賃金として払っているのですけれども、ただ賃金面も雑木も農地・水等でやるところが若干減りつつあるのですけれども、そんな中で解体につい

てもこれで失業対策事業債というふうにやっているわけですがけれども、全体の工事の中身からすればこのくらいしかやむを得ないのかなという感じはするのですけれども、いずれにしても解体もせつかくですから失対事業としてやっていくという考え方でありますけれども、その中でうまくやれるかどうかという、賃金に回る分が多くできるものを選定できるかどうかということがあるのでありますけれども、そういう趣旨でちょっと考えていく。ただ、今の建物からいけばなかなか賃金のほうに多くいくという、手で壊すというようなことがなかなか難しいということと処理料がかかるということでもありますので、そういう実態はありますけれども、できる限り賃金、失対事業としてのあれが生きるようなことで町としては検討していきたいと思えます。

加納議長 加藤議員。

加藤議員 今町長が言われたように建物の解体というのは確かに手でやるには非常に構造物もしっかりしているので、危険度も伴うので、機械でやらなければならない部分もふえていくのですけれども、こういうふうな失業対策という名目をうたっている以上は、できるだけ人のほうに回るような、施策の中でそういった事業を掘り起こしてこれからもやっていくような努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

加納議長 先ほどの産業廃棄物のほうで。

増田建設課長 建設課長、増田より先ほどの処分費についての金額について報告させていただきます。

処分費につきましては、4棟合計しましておおよそ190万円の予定となっております。

以上でございます。

加納議長 ほかにございませんか。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

9

日程第9、議案第15号「平成26年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森より平成26年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万9,000円を追



加し、歳入歳出の総額を10億7,334万5,000円に改めようとするものです。

歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は10万1,000円を追加し、1,855万3,000円とするものです。これは、人事院勧告による職員給料等の増額によるものです。特定財源といたしまして、職員給与費繰入金を同額充当するものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、特定財源の保険基盤安定繰入金軽減分を263万7,000円及び保険基盤安定繰入金支援分を133万8,000円追加し、一般財源を397万5,000円減額する財源補正であります。

2款2項2目退職被保険者等高額療養費は130万円を追加し、330万円とするものです。これは、実績見込みにより増額補正であります。特定財源といたしまして、療養給付費等交付金を同額充当するものです。

7ページをお開き願います。10款1項3目償還金は8,000円を追加し、810万5,000円とするものです。これは、前年度以前の国調整交付金の超過交付分を返還するものです。特定財源といたしまして、前年度繰越金を同額充当するものであります。

歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。

以上、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

10

日程第10、議案第16号「平成26年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森より平成26年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ629万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,679万8,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費につきましては11万4,000円を追加し、958万3,000円とするものです。これは、人事院勧告による職員給料等の増額及び高齢者医療制度円滑運営事業負担金として一般会計で支出している広報紙掲載費用に充当するものです。特定財源といたしまして、職員給与費繰入金7万6,000円、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金3万8,000円を充当するものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては617万8,000円を追加し、8,511万4,000円とするものです。これは、保険料と負担金の増額分を同額広域連合へ納付するために増額するものであります。特定財源といたしまして、保険基盤安定繰入金179万5,000円を充当するものです。

歳入につきましては、4ページをお開き願います。特定財源以外の収入といたしまして、1款後期高齢者医療保険料を特別徴収分262万2,000円、普通徴収分176万1,000円を広域連合での賦課情報をもとに追加補正するものであります。

以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 1 日程第11、議案第17号「平成26年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森より平成26年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,324万3,000円とするものです。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は18万4,000円を追加し、2,137万5,000円とするものです。これは、人事院勧告による職員給料等の増額によるものです。特定財源といたしまして、職員給与費等繰入金を同額充当するもので

	<p>あります。</p> <p>2款1項9目居宅介護サービス計画給付費は、実績見込みにより170万円減額し、1,660万円とするものです。特定財源につきましても現年度分介護給付費負担金と制度のルールに基づき記載のとおり減額するものであります。</p> <p>2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費は、実績見込みにより80万円追加し、200万円とするものです。特定財源といたしましては、現年度分介護給付費負担金と制度のルールに基づき記載のとおり充当するものであります。</p> <p>2款2項6目介護予防住宅改修費は、実績見込みにより90万円追加し、160万円とするものです。特定財源といたしましては、記載のとおり制度のルールに基づき充当するものであります。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。</p> <p>以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第17号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異 議 な し )</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 2	<p>日程第12、議案第18号「平成26年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p>
金森特老施設長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。特老施設長。</p> <p>特別養護老人ホーム施設長、金森から平成26年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕を説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,313万9,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>最初に、歳出から説明を申し上げますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費の2節給料、3節職員手当等は、給料改定に伴い正職員分の追加で256万5,000円の追加でございます。4節共済費の負担金については、正職員分と準職員分で給与改定に伴い121万3,000円の追加、社会保険料及び雇用保険料については看護師の臨時職員が準職員となり、35万5,000円の減額で合計で85</p>

		<p>万8,000円の追加、7節賃金は準職員と臨時職員の給与改定及び準職員の育児休業取得に伴う減額分を含め48万2,000円を追加するものでございます。給与改定詳細につきましては、6ページの給与費明細書をごらんいただきたいと思います。</p> <p>次に、歳入について説明申し上げますので、4ページをごらんいただきたいと思います。4款1項1目繰越金390万5,000円を追加計上し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
1 3	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第18号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異 議 な し )</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	増田建設課長	<p>日程第13、議案第19号「平成26年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。</p> <p>建設課長、増田より議案第19号 平成26年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,201万7,000円といたします。</p> <p>まず、歳出から説明しますので、5ページをごらんください。1款1項1目一般管理費の2節給料につきましては4万3,000円の減額、3節職員手当等は16万8,000円の増額、4節共済費は1万1,000円の減額となっております。詳細につきましては、6ページの給与明細書をごらんいただきたいと思います。</p> <p>次に、2目水道管理費の11節需用費の電気料につきましては238万円を追加するものでございます。</p> <p>続きまして、歳入の説明をさせていただきます。4ページをごらんください。4款1項1目繰越金について前年度繰越金といたしまして249万4,000円を計上し、歳入歳出の均衡を図りました。</p> <p>以上で説明を終了いたします。審議の上、可決決定いただきますことをお願い申し上げます。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p>

		か。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第19号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 4		日程第14、議案第20号「平成26年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。
	増田 建設課長	建設課長、増田より議案第20号 平成26年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,062万5,000円といたします。 まず、歳出から説明しますので、5ページをごらんください。1款1項1目一般管理費の2節給料につきまして6,000円、3節職員手当等は6万8,000円、4節共済費は2,000円の増額となっております。詳細につきましては、6ページの給与明細書をごらんいただきたいと思っております。 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。4ページをごらんください。5款1項1目繰越金について前年度繰越金といたしまして7万6,000円を計上し、歳入歳出の均衡を図りました。 以上で説明を終了いたします。審議の上、可決決定いただきますことをお願い申し上げます。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第20号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 5		日程第15、議案第21号「平成26年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算」を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。産業振興課長。

高木産業 振興課長	<p>産業振興課長、高木より議案第21号 平成26年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算〔第3号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、業務勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,163万3,000円にそれぞれ改めようとするものであります。</p> <p>歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の合計78万6,000円の追加につきましては、人事院勧告に伴う職員給料、手当等の追加であります。詳細につきましては、6ページの給与費明細書を参照願いたいと思います。特定財源としましては、共済会計職員給与費負担金4万5,000円を追加するものでございます。</p> <p>次に、4ページの歳入を説明いたします。3款については、歳出の特定財源で説明しましたので、省略をいたします。</p> <p>5款1項1目、事務費繰入金で74万1,000円の追加ですが、本科目で収支の均衡を図ったものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p>
加納議長	<p>(なし)</p> <p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p>
加納議長	<p>(なし)</p> <p>討論なしと認め、これより議案第21号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p>
加納議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>「閉会中の継続調査申出書」を議題といたします。</p> <p>職員に朗読させます。</p>
藤内 総務係長	<p>平成26年12月16日。</p> <p>士幌町議会議長、加納三司様。</p> <p>議会運営委員長、清水秀雄。</p> <p>閉会中継続調査申出書。</p> <p>本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。</p> <p>記、1、事件、(1)、議会の運営に関する事項、(2)、議長の諮問に関する事項、(3)、議会の活性化に関する事項。</p> <p>2、理由、調査未了のため。</p> <p>3、期間、次期定例会まで。</p>

